東京都立図書館協議会

第21期第4回定例会議事録

平成15年3月18日(火)

都立中央図書館第2・第3研修室

午前10時~12時

## 出席者名簿

委 員

(欠 席

者)

小田光宏委員 奥田孝之委員 小川幸子委員

小峰紀雄委員 勝本良子委員 小川俊彦委員

坂本光一委員 佐藤 徹委員 豊田恭子委員

田村俊作委員 東川志津子委員

松村多美子委員

# 都立図書館幹部職員

館長 管理部長 参事(総務課長事務取扱) サービス部長 企画経営課 長

協力支援担当課長 資料管理課長 情報サービス課長

参事(日比谷図書館長事務取扱) 参事(多摩図書館長事務取扱)

# 教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係長 社会教育課 施設係 事務局 企画経営課企画経営係長 企画経営担当係長 多摩図書館児童青少年 資料係長

#### 配付資料

東京都立図書館協議会 第21期第4回定例会次第

## 座席表

第21期東京都立図書館協議会委員・東京都立図書館幹部職員名簿

第21期東京都立図書館協議会 提言1

「子どもの読書推進活動をはかるために都立図書館は何をすべきか」(案)

「子どもの読書推進活動をはかるために都立図書館は何をすべきか」 (案) 概要

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準、今後の都立図書館のあり方と都 立図書館協力事業の現状

都立図書館の協力事業

東京都立図書館協議会 第21期第4回定例会

平成15年3月18日(火)

午前10時01分開会

【企画経営課長】 お待たせいたしました。ただいまから第21期第4回東京都立図書館協議会を開会いたします。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の日程でございますが、12時ごろまでご審議いただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当協議会におきましては、会議は原則として公開といたしております。 会議の内容につきましては、議事録を作成し、公開をいたします。また、都立 図書館及び東京都教育委員会ホームページ上に公開いたします。非公開とする 必要があると考えられる場合には、その都度皆様にお諮りして決定していただ きます。

なお、本日の傍聴者は2名でございます。

委員の皆様の出席状況ですが、小川幸子委員、小川俊彦委員は、本日あいにくご都合により、ご欠席とのご連絡をいただいております。豊田委員は、少々遅れているようでございます。

次に、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。資料の1でございますが、東京都立図書館協議会 第21期第4回定例会次第となっております。

資料の2が、本日の座席表でございます。

資料の3が、第21期東京都立図書館協議会委員・東京都立図書館幹部職員 名簿でございます。

資料の4でございますが、第21期東京都立図書館協議会 提言1でございます。「子どもの読書推進活動をはかるために図書館は何をすべきか」(案)でございます。

資料の5でございますが、「子どもの読書推進活動をはかるために都立図書館は何をすべきか」の概要となっております。

資料の6でございますが、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準、今後の都立図書館のあり方と都立図書館協力事業の現状について、記載してございます。

資料の7でございますが、都立図書館の協力事業の概要となっております。

以上でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、坂本議長にお願いいたしま す。議長さん、よろしくお願いいたします。

【議長】 大変年度末の何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、本日の議事に入らせていただきます。

先ほどお話がありましたように、お手元の定例会の次第がございますけれど も、それに従って議事を進めさせていただきます。

第21期の都立図書館協議会は、これまで1つのテーマについて、2年をかけて審議をしてまいりましたけれども、これを改めまして、図書館が直面している問題について、機動的に当協議会で議論をして意見を出していきたいということで、2つのテーマを考えていただきました。その1つが、さきに議論をいたしました子どもの読書活動ということで、一昨年、子どもの読書活動に関する法律もできましたし、今年度は国の基本計画も発表されましたし、それから、現在最終段階と聞いておりますけれども、東京都としての計画も策定される。こういう経過の中で、都立図書館の役割をきちんと押さえておきたいということで、このテーマを選んだわけでございます。

ちょっと事務局にお聞きいたしますけれども、東京都の計画の検討に当たって、当協議会から要望をまとめて出すというお話がありまして、出していただきました。骨子案ができて、それについても協議会の会議の中で議論をいたしました。また、計画について、都民に対して意見募集をされたと聞いていますけれども、事務局のほうで最終発表がどうなっているか、ちょっと教えてください。

【企画経営課長】 東京都子ども読書活動推進計画でございますが、計画につきましては、今月6日の教育委員会でご論議をいただきました。また、都民の皆様からのご意見とあわせまして、13日の検討委員会で最終的なまとめをいただいたところです。なお、この計画につきましては、今月27日の教育委員会で決定をいただくよう、ただいま準備を進めているところでございます。

### 【議長】 ありがとうございました。

並行して議論を進めてまいりました私どものほうのテーマでございますけれども、第2回、第3回の会議で議論をいたしまして、前回の第3回の会議は12月18日、去年の話ですけれども、そこで作業部会の設置を決定いたしまして、提言の案文をつくっていただくことにいたしました。作業部会は1月30日に開かれまして、提言の原案を作成していただいて、その後も文書で検討を重ねていただきました。その後、2月下旬に作業部会の最終案を皆様に文書でお配りをいたしまして、そのときの意見も踏まえまして、さらに調整を行いました。部会長の田村先生はじめ、作業部会の皆様方には、大変ご苦労をおかけいたしました。この席をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、提言をまとめるに当たりまして、作業部会でお骨折りいただきました小田先生から、今回の提言の内容につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

【委員】 それでは、説明させていただきます。時間的には20分ほどを説明に費やさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、目次をごらんいただきたいと思います。全体の構成を改めて確認しておきたいと考えます。全体は3部構成で成り立っています。 I が「はじ

めに」ということで、この提言に至る経緯、そしてまたこの提言が何を目指しているかといった観点を、ここのところで述べております。

これに基づきまして、IIの「読書活動の意義と環境」においては、読書というのは、一体どういう活動であるかということを、改めてここで確認をしております。IとIIは前置き的な要素も若干ありますし、またある意味では、読書論的な面も含んでいるかと思いますが、そうしたものが現代社会において、とりわけ重要であるということを繰り返し述べる必要があるということを考えまして、少し説明を加えながら、このIとIIで展開しております。

これに基づきまして、「Ⅲ 都立図書館は何をなすべきか」、ここがこの提言の最重要部分である具体的な事業の提示といった構成になっております。個別の部分についての内容に関しては、それぞれページを追う中で説明申し上げます。

それでは、1ページ目以降のところに入らせていただきます。まず最初が、Iとして「はじめに」ということになりますが、このところでは、2つの節をもって説明しております。1つが「子どもの読書活動推進をとりまく状況について」。そしてもう一つは、2ページ以降になりますが、「検討の視点」ということになります。

最初の説明は、さらに2つに分けてありますけれども、ここのところは実は流れがございます。すなわち、80年代の読書離れ、そして現在の読書離れを比較検討することにおいて、今、何が問題になっているのかということを説明しております。とりわけ社会的な問題として、読書離れをとらえなければならない。あるいは、低年齢層の社会的なさまざまな事件が起こっている状況のもとで、この読書の問題を改めて考える必要があるということをうたっております。そしてもう一つ、そうした流れを踏まえて、読書活動推進をめぐる動きが活発になってきたのだということを位置づけているわけです。そのもとで、3つ目の節としまして、「本提言がめざすもの」といった見出しを立てまして、この提言の趣旨を盛り込んでおります。

1つ申し忘れましたけれども、「子どもの読書活動推進をめぐる動き」というところでは、制度的な側面、すなわち子どもの読書活動の推進に関する法律の意味をきちんと位置づけ、そしてまた、東京都が並行して進めている東京都子ども読書活動推進計画との関係を示していることにもなります。この点が、

「本提言がめざすもの」という2ページ目の(3)のところにあらわれております。東京都の「推進計画」のもとに、本提言で取り上げている事業も展開されるべきであるという基本的なあり方を、まず確認しています。1つ目の段落の最後に示してありますけれども、関係諸機関との連携協力活動のもとで、この提言は展開されるものである。単に都立図書館が固有に、独自に展開されるものではないということを踏まえていることにもなります。

一方で、都立図書館がそうした活動の中心になるべきであるということも、あわせて説明をしております。これは次の段落のところになりますが、一方で、都立図書館は「本」というメディアを基盤に据えた活動を長年にわたって展開してきている。そしてまた、それにかかわる専門的技能を蓄積し、それに伴う高い能力を有する職員を、これまで排出してきた。育成してきた。そうしたことを前提にして、それに対する自負をきちんと持ち、あるいは誇りを持ち、さらに責任に対する自覚を持ち、こうした子どもの読書活動にかかわる活動をすべきであるということを、本提言ではうたうことになっております。

2番としまして、「検討の視点」として、幾つかの観点を取り上げていますけれども、1つは第19期の提言。すなわち、「児童・青少年に対して図書館は何ができるか?——社会問題と図書館の関わり方」を基盤にし、さらにこれを発展させるものとして、この提言を位置づけております。その場合に、特に強調していますのが、図書館固有の視点だけではなくて、さらに広い社会的な文脈のもとで、こうした児童・青少年に対する働きかけを進展させようとする意図をあらわしております。とりわけ3ページ目の上から7行目あたりに「行為としての読書」、これはキーワードになります。行為としての読書を重視している。そして、行為としての読書にかかわる都立図書館の機能と役割を具体的に提示するということを、この提言では目指しております。

繰り返し同様の表現が出てくるかと思います。次の段落の中ほどを見ていただきますと、「『行為としての読書』を検討の視点に据えて、都立図書館の活動を改めて整理している」。新たに何か全く新しいことを一からやるという、そうした観点ではありません。行為としての読書という視点を据えて、これまでの活動を基盤にし、これまでの蓄積を基盤にし、その活動の取り組み方を再度整理している、再構築しているというのが、この提言の中身につながっているわけです。

そこまでが「はじめに」という部分になります。

続いて、4ページ以降の第Ⅱ章に当たります「読書活動の意義と環境」の主要な点について説明いたします。

ここでは最初に、「読書活動の意義」ということを正面切って論じております。いろいろな考え方があると思いますので、ここに盛り込まれた考え方だけが唯一のものではないということはもちろん承知していますが、現在の社会的な動向を踏まえた場合、そしてまた都立図書館のあり方を考えた場合、ここに取り上げた考え方が望ましいのではないかということを判断しております。

2つ論点がありまして、1つは、「『ことば』の獲得において読書がはたす役割」という、次の(1)の見出しです。もう一つが、次の5ページ目になりますが、「『読書』の概念を広くとらえる」ということの重要性をうたっています。

(1)のほうは、これまでにもいろいろな場面で、繰り返し指摘されていたことであろうと思われます。そしてまたこの協議会の場でも、複数の委員から指摘があった点にもなります。子どもが「ことば」を獲得していく成長のプロセスと読書との関係というものを、十分に考える必要がある。とりわけ読書ということを非常に狭く考えてしまうと、本に書かれているものを読み取るというだけのところにとどまりがちですけれども、そうではなく、それ以前の活動。例えば、親が子どもにということを考えても構いませんが、周囲の大人が子どもに対して言葉をもって語りかける。つまり、話し言葉の世界も、読書の問題としてきちんと関係づけていく必要があるということを記しております。

そうしたことをここでは取り上げておりますけれども、最後のところになりますが、結局は子どもの読書というのは、子どもの読書だけの問題ではない。それ以前の世代、あるいは周囲の人々の読書の問題にもなる。周りの人たちが豊かな言葉を使って、そしてそれで子どもたちに語りかけることができる。そういった環境を整えていくことが必要であるということをも、必ずしもそこまで明示しているわけではないですけれども、行間に込めて文章を作成してあります。

2番としまして、今、少し触れたところではあるんですけれども、読書という概念をできる限り広くとらえていかないといけないのではないか。そうした問題意識を持っております。とりわけ2つの視点を強調しております。1つは、

読書の本質を、記録され、蓄積されている知識や、あるいは著者の考え方、思想、感情の発露といったものを読み取ること、あるいはそれを受けとめて解釈することととらえているということです。そうした単に物としての本をどうかするということではなくて、そこに記されている知識や著者の考え方を読み取るんだ、受けとめるんだということを基盤にしているということになるわけです。

それから、もう一つ、これもキーワードになるような表現が出てまいりますけれども、教養・娯楽のために「本」を読み通す。一番よい例が、小説を読むという行為などを考えていただければいいかと思います。物語を読むということを考えていただければいいかと思いますが、そうしたことも確かに読書であるのは間違いありません。そしてまた、重要な活動であることは確かです。こうしたものを「通読としての読書」という表現を用いて位置づけています。しかし、そればかりではなくて、本、あるいは本だけではなくて、他のメディアに記録されているさまざまな情報や知識を調べて確認する。先ほどの読み取るというところにもつながるものがあると思いますが、調べて確認する。これを別な言葉で言いかえると「参照する」というふうに我々は考えてみました。参照するということをも、読書の一部として位置づけるということが重要であるということになります。

参照という言葉は、ちょっとかたい表現であるかなとも思いますが、実は図書館の世界では、「レファレンスサービス」の「レファレンス」という言葉の語源に沿って日本語に訳した場合の表現でもありますから、図書館の世界では極めてなじみのある位置づけ方にもなろうかと思っております。こうした参照としての読書をも支援するということが、やはり求められるのではないか。そうした意識のもとに、読書の概念を広くとらえていくということを、ここでは前提としております。

しかも参照という行為は、調査活動であるとか、あるいは別の表現で言えば 検索活動であるとか、そうしたものと同義になると考えられます。あるいは、 学習ということを考えた場合には、重要なプロセスの1つになるということは 言うまでもないと思います。

もう1点、「読書活動の意義と環境」というところでは、後半の部分で、環境の面を取り上げています。これが5ページから6ページになります。ここでは読書は、「すべて」の子どもにとってかけがえのないものであるということ

を前提にし、じゃ、この「すべて」とは一体何であろうかということを記しております。1つは、対象となる子どもが置かれている環境・状況に、読書活動が左右されてはならない。すなわち、東京に住んでいる子どもであるならば、どの地域に住んでいようとも、どの場所に住んでいようとも、そしてまたどんな年齢であろうとも、そして何らかの読書活動に障害が一般にはあろうと考えられる状況にあろうとも、さらには母語が日本語であろうとなかろうと、こうした読書活動ができなくてはならない。そうした環境が整えられなくてはならないということになります。

もう一つは、対象となる子どもの「好み」に応じた読書の形態や、利用するメディアに配慮するということが必要になるだろうと思います。先ほど、読書の概念を広くとらえると申し上げました。そうなりますと、当然これまでの本ばかりではない。そうしたさまざまなメディアが我々の周りにある。子どもたちもそれを使える環境にある。その前提のもとで、その文脈のもとで、子どもの好みを考えていく必要があろうということになるわけです。この点が、環境整備の点では重要な点であろうと考えられます。

ただ、これはなかなか難しいところがありまして、例えば6ページ目を見ていただきますと、こうした環境を整えるということの意味として、子どもたちへの働きかけが強制されるものであってはならないということが重要であると考え、1点それを確認しております。やはり環境的な面を整えることが行われたとしても、そこにうまく子どもたちの行動、活動が誘導されていくところを目指しているのであって、無理やりそこに引き込むものではないということ。これが実際に活動を行う上では、非常に難しい点であろうかなということも承知しております。そういった点、少しこのあたりのところは、実際の活動の展開に当たっては課題の1つであろうと考えられます。

こうした位置づけのもとで、第Ⅲ章として、「都立図書館は何をなすべきか」という内容になります。全体は大きく3つに分かれることになります。1つは、子どもの読書活動の拠点として、都立図書館はその役割を果たすべきであるというのが最初の節になります。そして2つ目は、「都内図書館の振興と援助」。従来から都立図書館は、区市町村立図書館との関係のもとでは、住民に対して間接的な援助を行っていくということが強く期待されていました。そうした図式を背景にしまして、住民に対するサービス活動を展開する区市町村立図書館を、さらに支援する図書館が都立図書館であるという、そういう背景のもとでの組み立てになっております。

それから、3つ目としましては、冒頭にも申し上げました都立図書館単独で行うものではなくて、関係団体との連携・協力事業が必要であるということか、 最後の節になるわけです。

最初は「子どもの読書活動の拠点としての役割」ということで、そこに3つの機能を取り上げています。1つが研究センター機能、そして2つ目が資料センター機能、3つ目がサービスセンター機能です。2つ目、3つ目の資料センター機能、サービスセンター機能は、図書館のあり方としては必然的に出てくるものと考えられますので、取り立てて目新しいものではないと映るかもしれません。内容的には割合にいろいろなことをうたってはおりますけれども、位置づけとしては、それほど特徴的なことではないと思われます。

むしろここで特徴的なのは、(1)の研究センター機能であろうかと思います。研究センター機能、図書館が研究をやるのかと単純に考えていただくと、 ちょっとこれは趣旨から外れてしまうかとは思います。

ここに挙げられている3つの機能は、総合的に総体として取り上げられて初めて都立図書館が読書活動の拠点となるというとらえ方をしております。別な言い方をすると、1、2、3という順番になっておりますけれども、研究センター機能が基盤になって、その上に資料センターとサービスセンターの機能がつくり上げられていくというイメージを持っていただくのがよいのではないかと考えます。

もちろん研究センターというのはどのようにつくるのかということは、これまで図書館が取り組んできた範囲とは異なる部分が大きいと思いますので、なかなか事業化といった場合には難しい要素があろうかと思います。しかしながら、行為としての読書ということを考えた場合に、実はこれまで図書館が取り組んでこなかった領域に、足を踏み出すことにもなります。その点を踏まえますと、やはり実際に資料サービスということを行う上で、調査・研究という面が必要であるということを踏まえて、その基盤に当たるものとして、最初の(1)という項目の中でこれを取り上げております。

やや時間を超過する可能性はありますが、それを恐れずに説明を加えますと、 最終的に行うのは実践活動であることは言うまでもありません。しかしながら、 例えば、読書を推進するための実践のための指針を示すというのは、どこで検 討されるべきなのか。あるいは、基礎的な面が何であるのかというのを追求するのはどこで行うべきなのか。さらに、今の社会では、実際に事業を行って終わりというのではなくて、当然評価されなければいけない。評価しなければいけない。そうすると、評価するのはどういった面で行うのか。こうしたことを考えた場合に、やはり研究センターの機能という形で、明確にしておかなければならないと考えられるわけです。短期的にはこうした機能がなくても済むかとは思いますが、子どもの読書活動というものは、決して短期的なものではない。例えば、今、3歳、4歳、5歳、6歳の子どもたちに、読書活動の何かを推進、働きかけを行ったとしたとして、その成果があらわれると評価されるのはいつでしょうか。これはやはり10年、あるいはもしかすると20年かもしれないし、50年かもしれない。そうした後戻りのできない活動を、子どものはいつでしょうか。これはやはり10年、あるいはもしかすると20年かもしれないし、50年かもしれない。そうした後戻りのできない活動を、子どものま書活動においては行うわけですから、きちんとその評価という問題を踏まえておく必要があるということになります。そうした意味合いもありまして、研究センター機能をここでは重視し、また特徴的なものであるとうたっていることにもなります。

具体的に当面何をするかということは、9ページに列挙してあります。これはあくまで当面、実践活動が活発でないという認識のもとで取り組むべき課題ということになります。ただ、そこに至るところで幾つかのポイントがありますので、それを指摘しておきたいと思います。8ページをごらんいただきたいと思いますけれども、先ほどと繰り返しになりますが、3つ目ぐらいの段落で、「本提言では」という部分があります。読書という行為を柱にして、子どもに対する図書館サービスを組み立てていくことを推奨している。これは実は、図書館の世界では、これまで主体的には取り組まれてこなかったアプローチです。図書館の世界では、読書のための資料に対する検討は十分といっていいほどなされている。あるいは、読書を誘発するにはどうしたらよいかという、具体的なサービスにかかわる面もあります。あるいは、施設の点についての検討もなされています。しかしながら、正面切って行為としての読書って一体何だろうということを、これまで図書館界では取り上げてこなかったと言えます。

それは別な言い方をすると、次の段落にありますように、図書館情報学だけでは、実はできない側面であるということも意味しています。教育学であるとか、心理学であるとか、保育学といったような諸領域と複合してということが必要になりますので、これはやはり図書館だけではなかなか難しい。そうなると、なおさら研究的な機能の重要性が増してくるということになるわけです。

研究ということを言葉としてひとり歩きさせますと、机上の空論であるかのようなイメージを持ちがちですが、ここで言っています読書研究センターというのは、次のイというところの見出しの最初の部分にありますが、理論的・理念的な研究を基盤にした上で、実証的・応用的な研究、つまり、実際に役立つ研究をするというのが基本です。研究は役立たないという認識を、一般にはよく耳にいたしますけれども、研究が役に立たないのではなくて、役に立つ研究が行われていない、ただそれだけのことであると、これは個人的な意見ですけれども、私は思っております。そうしたもとで当面何をするかということが、9ページの(ア)から(オ)までのものとして記したことになります。

続きまして、資料センター機能とサービスセンター機能。これは比較的、今までにも主張されてきた面を強調したことになりますので、少し短目に説明いたします。1つは、資料センター機能としては、「利用対象に応じた多様性」、それから「用途に応じた多様性」ということで、多様な資料をということをうたっております。これは子どもと一言で我々は言いがちですけれども、それを一義的にとらえるのではなくて、子どもの置かれた環境とか属性に応じて、資料も多様になるというとらえ方をしていることになるわけです。

その際、多様と言った場合に、今のは資料を提供する対象となる子どもが多様であるということを意味していますが、あわせて行為としての読書ですから、子どもの活動も、また多様であるという面に目を向ける必要があるわけです。その点を少しこれまでの説明に沿って位置づけると、10ページ目にありますが、多様な活動の1つの示し方として、通読としての読書ばかりではなくて、参照としての読書という、そうした子どもたちのさまざまな活動、さまざまなといいましょうか、子どもの活動全面にわたって、読書というものがいろいろな点で関係してくるということを強調しております。そうした面を強く意識して、資料が整備されなくてはならないということになります。

あわせて、こうした多様性を考慮していきますと、既存の、すなわち出版され、発行されている資料だけで十分かというと、これはとてもそうではなくなります。すなわち、その下のイの「資料の製作と発信」というところに具体的な例は挙げておりますけれども、点字資料とか、大活字資料とか、朗読資料といったようなものは、図書館が何もしなければ、もしかするとつくられない。あるいは、発行されない、販売されないものになりがちです。そうしますと、多様な子どもの多様な活動を支援するためには、やはりそうした資料を図書館

が独自に製作して、そしてそれを伝達していく、発信していくということが必要になろうということになるわけです。

ここで発信という言葉を使っていますのは、ネットワーク環境のもとでは、 単に提供するというのが一対一のリアルな空間だけではなくて、バーチャルな といいましょうか、ネットワークの世界を通じた、具体的にはインターネット を通じたというふうに考えていただければいいわけですが、そうした中での提 供をも意識しているからになります。

同じことは、サービスセンターの機能でもあらわれてまいります。そうした面とは別に、サービスセンターでは、ネットワーク上の情報源をも踏まえた読書をうたっております。最初のアでは、技術的な蓄積を活かした高度なサービスを提供するということを取り上げています。具体的に提示してあるものとしましては、11ページの下のところに(ア)と(イ)とありますけれども、子どもといっても必ずしも低年齢層だけではなくて、もう少し年齢の高い16歳、18歳、そのあたりももちろん含んで考えておりますけれども、情報活用の力を育成することに、図書館が貢献していくということが重要であるということを示しております。そのために情報活用講座を実施する。あるいは、昨今話題になっていますけれども、パスファインダー、定義はそこに記されていますのでお読みいただくとしまして、パスファインダーを作成して配布する。すなわち、図書館が情報を上手に収集し、活用し、またいろいろな意味での加工ができるような手助けをしていくということを、ここでは重視するということになります。

今、年齢が高いほうにと申し上げたのは、例えば、小学生、中学生ということを考えていくと、学校を通してそうしたことをサービスとして実施していくとなると、まずは区市町村立図書館が中心になるだろうということは明らかです。そうなりますと、都立図書館としてはもう少し年齢の上、すなわち高校生をターゲットとして、つまり高校との連携・協力のもとで、こうした活動を行っていくということにつながるかと思います。

こうしたさまざまな活動を展開する、そしてまたイとして、新しいサービス の企画とその実験的試行をいろいろと行っていくということをうたっておりま す。とりわけ重要なのは、学校との連携であろうと考えられます。これは学校 という組織だけではありませんで、学校の教員一人一人に対する働きかけをも 含むことになるはずです。そうなりますと、パスファインダー等のさまざまな 資料を用いて、授業の支援をしていくというところにまでつながっていくので はないかと、ここでは一応想定しております。

2番が、「都内図書館の振興と援助」ということで、1つが人材育成ということです。ここで、先ほどの区市町村立図書館を支援する都立図書館ということを浮き彫りにするために、少し強調して、人材といってもどういう人材を育成するのかということを、具体的に提示しています。育成の方法は研修ということになるわけですけれども、その対象となるのは、読書活動推進担当職員を研修の対象とする。あるいは、ボランティア養成の担当職員を研修の対象とする。ボランティアを都立図書館が養成するのではない。ボランティアの養成をするのは、区市町村立図書館の役割であろう。そう位置づけた上で、その担当の職員を、研修の対象として養成していこうという構造になっております。

ただこの際に、おんぶに抱っこと言うと言葉が悪いのかもしれませんが、何でも都立図書館に頼むよということだけではうまくいくはずもないということは明らかですので、12ページの下から2行目あたりのところですが、研修プログラムを企画する一方で、区市町村立図書館に対しても自助努力を求めていく。できる範囲のことは区市町村立図書館でやる。しかしながら、さまざまな規模、企画の点で、区市町村立図書館ではできないことを都立図書館がやる。俗にスケールメリットと言われているものをきちんと踏まえた上で行うわけです。

それからまた、区市町村立図書館は、当然自助努力をするということになれば、そのための支援は都立図書館が行うというのが、イの調整仲介機能の位置づけということになるわけです。すなわち、各種の情報提供などを含んで、ここでは区市町村立図書館を支援するということになります。

それから、13ページ終わりから「広報啓発事業の拡充」ということで、子どもの読書活動を推進するといった場合にも、子どもだけに啓発をする、広報を行うというのではなくて、それを取り巻く大人にもという、前段のところで申し上げた範囲の人たちにも幅広く理解をしていただくということが、この14ページの上のところにあります(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)という項目になるわけです。具体的な活動としては、同じページの下のところにあります情報提供活動、キャンペーン活動、イベント活動といったものを幅広く展開するということになります。

最後、「関係団体との連携協力事業」というところが、15ページ、16ページになります。先ほど学校に対する働きかけは重要であろうということを申し上げましたので、これがまず冒頭にまいります。まずは都立図書館が、直接学校図書館に支援を行うということが、最初の(1)というところになります。それとともに、小学校、中学校、公立の小中学校の場合には、区市町村立図書館を通して、学校・学校図書館を支援するという文脈が、イのところに位置づけられることになります。(1)のところで、内容的には人的な支援、経営面での支援、それから広報啓発活動における支援、情報提供の支援といったような項目を具体的に提示してあります。

それから、(3)のところでは、学校ばかりではなくて、他機関・諸団体との連携協力事業を取り上げています。ここのところで(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)までいろいろ挙げてありまして、子どもの読書活動ということで、他機関・諸団体と図書館が連携するというと、例えば、出版・販売事業者というのがまず真っ先に思い浮かぶ対象なんですが、これは別に下に書いてあるから重要でないという意味ではありません。ただよくよく考えてみると、先ほどの行為としての読書ということを考えると、教育であり、また保育であり、心理学でありといったような側面を踏まえて活動している諸機関が多数あることに気づきます。しかもそれが、都の機関として多数あることを見逃すわけにはいきません。そうなりますと、保健関連施設、福祉関連施設、養護施設、こうしたところとの連携というのをとりわけ強調するために、上のところに持っていっています。

まずは都のさまざまな機関を見渡していただいて、子どもの読書活動という 観点において、とりわけ行為としての読書という観点において、連携・協力で きる部分と、きちんと連携・協力を保つということを前面に訴えているという ことになるわけです。そのほか自立支援施設、ボランティア団体、そしてまた 読書推進団体といったような関連する団体と、関係を密にしていくことは言う までもないことになるわけです。

以上、若干時間を超過したかと思いますが、説明を終わらせていただきます。 最後にまとめとしての図がついておりますけれども、これはいろいろな説明を する場合には役立つ図かと思いますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

【議長】 ありがとうございました。

作業部会長、何か補足ございませんか。

【副議長】 いえ、特に。

【議長】 よろしゅうございますか。それでは、この文案で、皆様方のご承認を、文書ではいただいているわけでございますけれども、この場で改めて決定をさせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。この提言を、この案文でかためるということで。特にご異議がなければ、そのように決定をさせていただきたいと思いますが。どうぞ。

【委員】 すみません、ちょっといいですか。中身ではないんですけれども、 先ほど事務局のほうに確認されていました2ページの東京都子ども読書活動推 進計画というのは、平成15年度末ですか。

【企画経営課長】 14年です。

【委員】 15年度の策定というふうになっていましたので。

【企画経営課長】 失礼しました。誤植ですね。

【委員】 申しわけございません。ちょっと確認を。

【企画経営課長】 2ページですね。ありがとうございました。

【管理部長】 すみません、ワープロミスです。

【委員】 文言なんですけれども、10ページの上から6行目の「週休二日制や総合的な学習の時間といった、学校教育の変化」とあるんですけれども、学校のほうから見ると、学校週五日制と言っていただいたほうがほんとうはいいんですね。

【議長】 ありがとうございました。

ほかにお気づきの点ございますか。どうぞ。

【委員】 細かい語句ですけれども、以前にちょっと申し上げたコーディネート機能という片仮名書きのあれが、15ページにもう1個出てきております。15ページの「(ア)では、司書教諭や学校司書の能力」云々という段落の2行目に出ておりますので、ほかの部分と調整を図っていただいたほうがいいかと。

# 【議長】 この言葉?

【委員】 ええ。コーディネート機能というのは、ちょっと日本語としてあまり、片仮名書きがあふれているのは、報告書としていかがなものかというのが1点と、コーディネート機能というのはちょっと日本語として。前にこれは文書でお出ししまして、前のページの13ページでは、調整仲介機能と修正していただいているので、15ページにももう1箇所残っておりますので、13ページとそろえていただいたほうがよろしいんじゃないかと。

【管理部長】 では、調整仲介機能というふうに直します。

【委員】 ただ片仮名書きで動詞にして名詞がつくというのは、ちょっと日本語として定着していないので。

【委員】 大変意欲的で、意味のある提言だと思います。ありがとうございました。子どもの読書活動推進法や国の基本計画、都の基本計画も十分踏まえられておりますし、この方針とか方向が、ぜひ具体的な施策として実現してほしいなというのが、これはここに入るかどうかわかりませんけれども、希望としてそう思います。

特に、都立図書館は何をなすべきかの中の研究センター機能が実現できたら大変すばらしいなと思います。実は国際子ども図書館ができておりますけれども、私たちはつくるときから、ぜひ読書をテーマにした研究機関を併設してほしいという要望を、ずっと続けてきたのです。ですから、それぞれ読書年に関する決議にしましても、子どもにとってははかり知れない価値を持つとか、子どもにとって欠かせないものであるとか、これは概念としてはよくわかるのですが、その中身をしっかりと研究することが必要だと思うんです。

例えば、僕は前回残念ながら出席できなかったんですけれども、ブックスタートについてのいろいろな議論があったようですね。これは始まったばかりですし、実証的な研究も始まったばかりなんですね。ご存じのように、杉並区でパイロット事業が始まりましたけれども、中間報告で、いわば研究報告が出ているんです。2度にわたって、4カ月と18カ月の時点で実際にブックスタートを始めた子どもさん、親御さんの家庭を対象にしたものですが、このような蓄積がとても大事じゃないか。たまたま杉並区の例を出したんですけれども、読書の問題を総合的にしっかりと調査研究して、それを実践に生かしていくということがどうしても必要じゃないか。

小田先生がおっしゃったように、都の図書館としての役割があり、それから 逸脱するのかどうか、わかりませんけれども、でもとても必要なことだろうと 思います。

【副議長】 イギリスの場合は、ブックスタートをきちんと成果を評価していますよね。

【委員】 イギリスでは、バーミンガム大学教育学部研究班が中心になって調査研究をしています。杉並の場合は、東京大学教育学部の先生が調査しています。

それから、ここに盛るかどうかわかりませんけれども、東京都の読書環境の 現状についての実態調査を実施すると書いてあるんですが、なるべく早急にや っていただければいいなと思います。例えば、国の基本計画の中に、義務教育 小学校に対する学校図書館図書整備費が地方交付税措置されておりますけれど も、文科省の調査によると、例えば、学校図書館図書標準に達している学校は、 全国の小学校で33.7%、中学校で26.5%。それから、司書教諭の発令に ついても、平成14年5月1日現在ですが、全体の10.3%。5月ですから、 来年3月末調査では全然違った数字が出るかもしれませんが。

じゃ、東京都内の司書教諭は、どういう条件で発令されているのかなと思います。例えば、学校図書館法の改正の附帯事項の中には、幾つかの重要なことがありますよね。学校司書に対する配慮とか、小規模校に対する配慮とか、そういうことなんかも入っていますよね。それが都ではどうなっているのだろうかとか、実はそういう基本的な調査。これからは市町村段階で推進計画ができるわけですからね。民間のほうでというか、学校図書館協議会と学校図書館整

備推進課会議で、去年の11月25日全国の教育委員会を対象に調査しました。 それで市町村で推進計画を策定する予定と検討中とを合わせると77%です。 それから、図書整備費の上乗せを平成15年度の予算で検討、あるいは予定しているところが82%ぐらいです。ただし回答率が5割ですけれどもね。そういうことがありますけれども、実際都内では一体どういう状況になっているのか。公共図書館についてもそうですけれども。そういう基本調査があって、ほんとうは具体的な方向がいい意味で出るのではないかと思います。

とりあえず大変立派な提言なので、ぜひこれを生かすというか、具体的な施 策、できれば財源措置も考えた形でいくといいなと思います。

#### 【議長】 どうぞ。

【委員】 私は2つありまして、1つは前半の第 I 章あたりなんですが、読書を受動的にとらえ過ぎているような気がするんですが、行動のための読書というのも多分あるんだろうと思うんですね。読書しないで書けるようになった人は、まずいないだろうと思うので。あと、例えば、技能と技術を学ぶにも、講座に出るとかいうのもあるんですが、私なんかはある程度いろいろな基盤的なものを読んだり、技術の本を読んだりして、それで試して次の行動を起こすとか、知識がないと行動ができないというような形で、能動的な意味の読書というのもおそらくあるんだろう。あと、考えるためにも、言葉というのは表現するだけじゃなくて、自分の考えをまとめるために言葉が必要だとか、大脳生理学の観点からいくと、子どものうちに読書すると神経系が育つとか、そういうのもありますので、能動の面も、ある程度どこかに入れておいたほうがいいような気がします。

それからもう一つ、11ページの上からちょっと気になる点があるんですが、インターネット上であらゆる情報が入手できるというのは、危惧すべき状況だというんですが、何が危惧されているのがちょっとよくわからなくて。まず、インターネットだけであらゆる情報が入ると思っている人は、一部の素人の人を除けばそんなにたくさんいるのかなという疑問と、あと例えば、海外の情報を入れようと思うと、アメリカの政府も、報告書をほとんどインターネットで出しているということからいうと、それを同じに入手しようと思うと、それ以外でどうやって入手できるのか。お金をかけて、時間をかければできますけれども。そういう使い分けというのはもともと必要なんだから、そういうのを危

惧するというのはちょっと変ではないか。何を危惧しているのかよくわからないというところがございます。

要するに、インターネットを使えば本を読まなくなることを、ちょっと類推ですけれども、危惧しているのかなという気も、この文からは読み取れなくもないんですが、そういう意味なのか。別にインターネットを使っちゃいかんという意味じゃなさそうだから。そうすると、この危惧すべき状況というのは何を危惧している状況なのかというのが、非常にわからないです。

【委員】 読み取り方の問題というのも1つあろうと思うんですが、もう一つ前の文まで対象にしていただきたいと思います。「しかし」というところの文からなんですが、上から6行目。「しかし、利用環境の整備とうらはらに、効果的な利用方法の普及や活用上のモラルの育成などは、取り組みとしてやや立ち後れた状況になっている」、これも含めた上で、「そうした危惧すべき状況」というふうに読んでいただきたいという意味合いで、たしかもともとは作成したと認識しています。

つまり、後者のインターネットとの使い分けの問題だけが危惧すべき状況ではなくて、例えば、必要な情報もあれば、役に立たない情報もあれば、かなり危うい情報もあるよというようなことに対してのいろいろな利用方法の普及だとか、どういうことをすると、犯罪に加担しちゃうようなことになっちゃうよというようなことまで含めたモラルの育成といったような面については、どうも環境的な普及とは別に立ち後れているということを踏まえて、そうした危惧すべき状況という、そういった意味合いなんですが。

【委員】 でも、それって読書とあんまり関係ないものです。読書という観点からは。モラルというのは、そもそも情報教育とか、そういう問題ではないでしょうか。

【委員】 それを議論してしまいますと、この提言で言っている、読書という概念を広くとらえるという、そこの根底的なところの共通理解の問題に派生してしまうと思います。インターネット上のいろいろな情報を読み取って解釈するということを、前段のほうで読書という概念を広くとらえるという意味でやっていますので、今の話を情報教育の問題であるという別な概念として分離してとらえようとするという、そのとらえ方はもちろんあると思います。それは間違いではもちろんないと思うんですが、それを含めてしまいますと、前段

のところをむしろ変更するという、そうした非常に大きな改変をしなければならないと思います。

【委員】 そういうことにはならないと思いますけれども。それはちょっと 誤解だと思うんですが、「危惧すべき状況」、ちょっとこの言葉が誤解されや すい使い方になっているので、そこを言っているだけなんです。情報教育と読書ももちろん関係はしてくるので、それを否定しているわけではございません。 だから、ちょっと文脈が、位置が誤解が起きやすいだけかなと思いました。

【議長】 何かこういうふうにというふうなのがありましたならば。

【委員】 ですから、適切に使えるように、主体的な働きかけを図書館は行っていかなければならないとか、そんな書き方なら別に問題はないと思います。

#### 【議長】 何ですって?

【委員】 インターネットを含めた読書の情報環境を総合的に活用できるような働きかけを行っていかなければならないとか、そういう表現なら別に問題はないんじゃないでしょうか。「危惧すべき状況」というのが、何が危惧すべきかというのを具体的に、前とか前の前、どこまで指しているかがちょっとあいまいなので、そこだけはっきりさせれば。要するに、直前から読んでくると、インターネットを否定するだけの危惧すべき状況のように読み取れる可能性もあるので。その前も含めれば、そういう意味にももちろんとれますけど。

【委員】 ここのポイントは、インターネットをどういうふうに活用していくかという、そういうことなんですよね。

【委員】 そうですね。どうもそういうことで。

【委員】ですから、そこがちゃんと文脈として通ればいいという。

【委員】 別に言っている内容は、否定しているわけでも何でもございません。

【委員】 言葉の問題だけじゃないですか。

【副議長】 どうしましょうかね。今、直さなくちゃならないから。どうすればよろしいでしょうかね。

【委員】 よろしいですか。文章として、結局、印刷物とインターネット上の情報等を的確にそれぞれの目的に応じて使い分けする技能が必要だということで、そういう技術の育成に、図書館が主体的に働かなければいけないということを言っているわけですよね。そうしましたら、今の「危惧すべき状況」というのがどこにかかるかというのが、とても文脈の上で誤解を招きやすいということであれば、「インターネット上の情報と印刷メディアで提供されている情報とを的確に使い分ける技能の養成が必要である」でピリオドにしてしまったらどうでしょうか。それで「ともすれば、インターネットだけを使えば」云々というのは、特にここに改めて記述しなくてもいいんじゃないかと思って。「このような面においても、図書館が主体的な働きかけを行っていかなければならない」とかというふうにつなげていったら、もう少し簡潔に、ストレートにわかりやすいんじゃないでしょうか。結局それが、次の段落の「情報源の利用に関する知識や技術で」云々という、情報利用、活用のための講座を開いたりあれしたりするということがポイントなんだと思うんですね。どうでしょうか。

【副議長】 そういたしますと、「必要である」でとめて、「にもかかわらず」以下をカットしますね。

【委員】 「危惧すべき状況に対して」までをカットしてしまって。「このような点についても」とか何とかそこに続きの文句を入れて、「図書館が主体的な働きかけを行っていかなければならない」とつないでいったらいかがかなと。

【副議長】 「インターネットがもたらすこのような新たな状況に対して」 とかにしましょうか、そうしたら。

【委員】 そうですね。

【副議長】 それでよろしいですか。

【委員】 構いません。

【副議長】 「必要である。」ですね。インターネットが……。

【委員】 「インターネットがもたらすこのような状況のもとにおいて」とか。わかりませんけど。インターネットという言葉を入れたほうが。

【副議長】 「このような状況に対して、主体的な働きかけを図書館は行っていかなければならない」。それでよろしいですか。

【委員】 ただ、情報モラルというのは、インターネットがあろうとなかろうともともと必要なもので、それ自体の問題点は、インターネットがない前もあったんです。だから、インターネットから来たわけじゃないんですけど、ただそれが拡大して出たというだけで。

【副議長】 そうですね。はっきり今の時点でそういうことが問題とされる 形できていると。

【委員】 以前よりは大きくなってきたということですね。

【議長】 では、その部分はそのように直すということにさせていただきたいと思います。

それでは、この辺で、この提言の決定をさせていただきたいと思いますが、 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございました。

それでは、この提言を、今のところは修正をしたということにさせていただいて、どうしましょうかね、文章をちゃんと直してから。

【企画経営課長】 今のを直して、先生方にまたお見せして。

【管理課長】 では、一たん休憩をとっていただきまして、その間に直すということでいかがでございましょうか。

【議長】 では、修正をする時間をちょっととらせていただきますので。ちょうどいい時間ですから。いつも1時間ぐらいしたら休憩をしますので、この際、10分ぐらい休憩をさせていただきたいと思います。

午前11時08分休憩

午前11時19分再開

【議長】 今、修正をした案が届きましたので、これを館長にお渡しいたしたいと思います。まだここに括弧して案と書いてありますけれども、この(案)はないものと思って、決定をいたしましたので、お受け取りいただきたいと思います。

(提言を渡す)

(拍手)

【館長】 ただいま坂本議長さんより、「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をなすべきか」というご提言をちょうだいいたしました。 委員の皆様方には、大変長時間、ご熱心にご討議いただきまして、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

子どもの読書活動につきましては、都で推進計画を今年度中に策定をいたし、発表をすることといたしております。先ほどご説明申し上げましたが、今月の27日の教育委員会で決定をし、直ちに発表をする、こういう段取りで、今、進めているところでございます。また、当協議会のほうからも、計画の検討に対しましては、大変貴重なご意見をちょうだいしております。

また、示唆に富んだご提言の内容につきましては、既にこの推進計画の中に盛り込んだものが幾多ございます。実施の準備を進めているものもございますけれども、きょう、いろいろとお話を伺いまして、このご提言の内容、今後の課題として、鋭意、検討を進めなければならないなという点も幾多ございました。ご提言のベースになっております子どもの読書活動につきまして、大変重要なものと認識しております。現在、子どもたちの読書離れというものが、先般の調査によりますと、小学生、そして中学生、高校生といくに従って、低下の度合いが著しいという調査ものがございました。

また、先般の都議会でも、国語力の低下の問題でございますとか、子どもの 読書離れというものが議会でも大変議論を呼びまして、知事からも、今日の状 況というのは大変憂慮する事態である、こういうような答弁をいたしたところ でございます。

そういうことから、私どもも、今回の提言にもございましたように、読書の楽しさを知る機会をつくるなり、あるいはまた読書環境を整備していくことなり、あるいはまた子どもの読書活動を推進する、こういうことは都立図書館にとりまして、大変重要な責務の1つと考えてございます。

今後、このご提言を図書館サービスの中に十分生かせるように、鋭意取り組んでまいる所存でございますので、ひとつまた委員の皆様方にも、今後ともご支援、ご指導のほどよろしくお願いいたしたいと存じます。

また、委員の皆様には、今期、もう一つのテーマでございます、都内公共図書館発展のための連携協力についてご議論いただくことになってございます。 引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まことに貴重なご提言ありがとうございました。十分付して取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 どうも心強いごあいさつをいただきまして、ありがとうございました。

先ほども議論が出ましたように、すぐできるものとかなり時間をかけて具体 化をしていただくものと、いろいろとあると思いますけれども、それは館側で いろいろご検討いただいて、なるべく実現に近づくように努力していただくよ うに私からもお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、残された時間でございますけれども、次の議題でございます。連携についての問題の資料をお配りしてございますので。資料幾つでしたっけ。 6ですね。

【管理部長】 6と7です。

【議長】 6と7ですね。これについて事務局からご説明をいただきたいと思います。きょうは議論する時間もないと思いますので、とりあえずこの問題についての説明をいただいて、次回からこの問題についての議論に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、説明をさせていただきます。今、館長からも、坂本議長からもご説明ありましたように、今期第21期の図書館協議会でご論議いただくテーマは2つ予定をしておりまして、ただいま、「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をなすべきか」というテーマでご提言をいただきました。次回から、2つ目のテーマでございます、都内公立図書館発展のための連携協力についてご論議をいただきます。お手元に次回からご論議いただくための参考として、資料を2点、資料6と7でございますが、用意してございます。

資料6のほうをごらんいただきたいと思いますが、この表は、3枚にわたっていますが、一番左の欄に文部科学省の公立図書館の設置及び望ましい基準で述べております、市町村立図書館に求められる役割、都道府県立図書館に求められる役割のうちから、都道府県立図書館に求められる役割としての区市町村立図書館との連携協力について抜粋して記載してございます。

真ん中の欄には、昨年1月に発表されました都立図書館あり方検討委員会の報告、今後の都立図書館のあり方で述べております、今後取り組むべき都立図書館の役割とサービスについて、望ましい基準と対比して記載してございます。一番右側の欄でございますが、都立図書館運営方針に基づきまして、現在、都立図書館で取り組んでおります、区市町村立図書館との連携協力の現状を記載してございます。

公立図書館の設置及び望ましい基準のところを説明させていただきますが、 まず、運営の基本で、都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に 把握して、資料及び情報を収集整理、保存及び提供する立場から、市町村立図 書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推 進に努めるものとしております。

下の欄の(2)のところでは、市町村立図書館に対する援助として、資料の紹介、提供、情報サービスに関する援助、図書館資料の保存、図書館運営の相談、図書館職員の研修に関する援助を挙げて、述べてございます。

それから、最後の表になりますが、3番目では、都道府県立図書館と市町村 立図書館とのネットワーク化を図り、情報の円滑な流通に努めること。

それから、4では、図書館間の連絡調整の推進に努め、都道府県内図書館の相互協力事業を推進することや、学校図書館、大学図書館、専門図書館等との連携に努め、図書館サービスの充実を図るとしております。

最後の6のところでございますが、6では、資料の収集、提供を述べておりますけれども、市町村立図書館の要求に十分こたえられる資料の整備と、高度化・多様化する図書館サービスに資するための資料の整備と目録、索引等の作成、編集を役割として述べております。

都立図書館では、運営方針に基づきまして、区市町村立図書館との間で、さまざまな連携協力事業を展開しております。また、あり方検討委員会報告以降、今年度改善を行った事業、また新たに開始した事業等もございます。なお、望ましい基準、あり方検討委員会の報告で述べられた事項で、具体化をしておりません情報リテラシー支援、産業、社会、市民活動活性化への支援等の事業もこれからの課題としたいと考えております。

以上、資料6について説明させていただきましたが、次に、資料7のほうをごらんいただきたいと思います。資料7は、現在都立図書館が行っている協力事業の内容について記載したものでございます。まず、協力レファレンスでございますが、協力レファレンスは、都内公立図書館で利用者からの要求にお答えできなかった資料、情報に関する質問を、区市町村立図書館経由でお受けいたしまして、調査・回答を行っているものでございます。質問につきましては、Eメール、ファックス、電話等で受け付けております。その表に、年度ごとの受付件数が記載してございますが、こちらは、Eメールとファックスによるものでございまして、電話によるものはカウントしてございません。

次に、2番目の研修事業でございますが、都立図書館では、区市町村立図書館職員を対象にさまざまな研修を行っております。表に記載してございますのは、13年度に行った研修項目及び研修の回数、参加人員を載せてございます。

次に、協力貸出でございますが、都立図書館では、日比谷図書館を除きまして、利用者への個人貸出は行っておりません。ただし、都内公立図書館の普段

利用者が利用している公立図書館に目的の資料がない場合、その図書館を通して、都立図書館の資料の貸出を希望された場合に、申し込んでいただきまして、 資料の貸出をしております。この制度を協力貸出と呼んでおりますが、資料の 貸出の期間は45日間、公立図書館から都立図書館への申し込みは主にインターネットで行っております。

それから、資料の搬送は週1回、各区市町村立図書館の拠点館に、都立図書館の協力車を利用して運行して配送をしております。そちらに平成11年度から13年度まで3年間の貸出実績を載せております。なお、11年度は、システムの入替えのため利用期間が少なくなっているので、ちょっと数が少なくなっております。

その他、区市町村立図書館への資料援助の一環といたしまして、所蔵資料の 複写サービスを行っております。13年度は44件、287枚の実績がござい ました。

また、協力車を利用いたしまして、資料の配付、また、都内公立図書館相互間の資料の相互利用の支援として、相互貸借資料の搬送等を行っております。

次に、4番目でございますが、情報支援でございます。情報支援といたしましては、資料情報等の作成配布、及び資料の相互利用の基盤づくりとして、次の事業を行っております。

資料情報、都内図書館情報の作成発信といたしましては、「協力だより」や「東京都公共図書館オールガイド」など、各種情報誌の発行、都立図書館所蔵 資料の書誌、索引の発行、また、レファレンス事例集などの発行を行っており ます。

資料相互利用の基盤づくりといたしましては、東京都公立図書館新聞雑誌総合目録の作成、配布、また、都内公立図書館所蔵資料のISBN総合目録を作成、配布いたしまして、都内公立図書館の相互利用に活用させていただいております。

なお、平成15年2月末現在で、ISBN総合目録の参加自治体は、区部では17区、市部では26市3町でございます。そのほか、都立図書館のホーム

ページを利用いたしまして、さまざまな情報の発信や情報交換を行っております。

また、都内公立図書館とのネットワークづくりといたしましては、昨年の12月になりますけれども、都内公立図書館横断検索システムの運用を開始いたしました。このシステムによりまして都内公立図書館の蔵書がインターネットで都立図書館のホームページ上から一度に横断的に検索することが可能となりました。蔵書数では、全国一の規模を誇っております。2月末現在横断検索システムの参加自治体は、25自治体でございます。3月末には、27自治体、都立図書館を含めますと、28となる予定でございます。さらに、来年度以降も参加自治体数を増やしまして、将来は全自治体の参加を目指してまいります。

次に、5番目の区市町村立図書館との連絡調整、情報交換に関する事業といたしまして、各種担当会や連絡会、説明会等を開催いたしまして、相互の情報 交換及び連絡調整を行っております。

主な担当者会としましては、そこに載せてございますが、協力事務担当者会、 レファレンス担当者会がございますが、来年度から新たに青少年サービス担当 者会の設置を予定しております。

6番目になりますが、その他、各種図書館関係団体との関連では、1から6に記載してございますが、全国公共図書館協議会の会長県として事務局を担当しておりますほか、各図書館研究団体の事務局を担当しております。それによりまして、図書館間の連絡調整、研修、研究事業の推進を図っております。

雑駁でございますが、以上が都立図書館が現在行っております協力連携事業の概要でございます。次回以降、図書館協議会でご論議いただく際の参考とさせていただきたいと存じます。

それから、次回以降ご論議いただくテーマ、都内公立図書館発展のための連携協力についての課題につきましては、委員の皆様からご意見を承りたいと存じますが、図書館側の希望といたしまして、ご論議いただきたい事項として申し上げておきたいのは、1つには、都立図書館と区市町村立図書館の連携協力の新たな関係づくり、これを課題として挙げていただければと思っております。

2つ目には、区市町村相互の連携協力における新たな相互協力のネットワークづくりなどを課題として取り上げていただければと考えております。

また、ご承知のとおり、今回のテーマにつきましては、都立図書館のみで勝手にやるということは、現実不可能な提言でございまして、必ずしも都立図書館のみではできないものがあると思います。区市町村立図書館あるいは他の類似機関の理解及び協力を必要とすることも提言に盛り込まれることも当然あろうかと思います。しかし、東京都をはじめといたしまして、地方公共団体の財政状況がかなり厳しい中、図書館を取り巻く環境もかなり厳しい状況にございます。このような状況の中で、都内公立図書館発展のための連携協力につきましては、都と区市町村との役割分担を含めまして、さまざまご論議をいただくこととなろうかと思います。よろしくお願いいたします。

なお、最後になりますが、区市町村立図書館への協力資料の範囲について、 現在、都立図書館で協力願っている事項、それから、検討している事項等について説明をさせていただきます。

先ほどと都立図書館の協力事業の概要説明の際、協力貸出の資料の範囲については説明を省略させていただきましたが、ここで改めて説明をいたします。

都立図書館では、所蔵する資料のすべてを協力出しにしているわけではございませんで、協力貸出の対象としていない資料がございます。都立図書館の協力貸出の対象外資料は、以下でございます。まず1つ、辞典、年鑑、年報類などのレファレンスに必要な資料、通常レファレンスブックと呼んでいますが、それについては一応協力貸出の対象外となっております。

それから、文化財等に指定されている資料など、貴重な資料でございます。 特に特別文庫の資料がかなり多くなっておりますけれども、貴重資料、及び劣 化が激しくて、貸出することが困難な資料については、協力貸出の対象として いません。

また、地図などの1枚ものや絵巻物など、本の形態をなしていないもの。また、中央図書館で所蔵しております新聞、雑誌、それから、多摩図書館では雑誌の協力貸出をしておりますが、雑誌の最新号については協力貸出をしておりません。

以上でございますが、現在、区市町村に対しまして、新刊本の協力貸出を一定期間お待ちいただきたいとお願いしております。都立図書館は、資料は、原則として1点のみの収集となっておりまして、新刊本につきましては、購入後閲覧可能になりますと、館内の端末からでも、また、ご家庭のパソコンからでも蔵書の確認が可能になります。その際、都立図書館の蔵書が閲覧可能になったということで、利用者が来館され、資料の閲覧を希望された場合、既に各区市町村から協力貸出の予約がついて、貸出されるような状況が現在起こっておりまして、利用者がせっかく来館されたのに資料が不在ということで、窓口で再三トラブルとなる状況が生じております。来館された利用者には、協力貸出の制度についてご説明を申し上げまして、納得していただいておるわけでございますが、新刊本につきましては、一定期間、館内利用者に利用を優先させていただこうという趣旨でございます。

現在、区市町村立図書館に対しまして、予約を見合わせてもらいたいとお願いしている期間でございますが、新刊本につきまして、閲覧可能となってから 2カ月間でございます。もちろん2カ月間を経過いたしますと、貸出可能となります。

次に、貴重書、劣化本の貸出制限の範囲の拡大についてでございますが、現在、検討中でございまして、都立図書館に所蔵している古い資料、特に戦争中から戦後にかけましては、酸性紙等を利用していたり、装丁がかなり雑でございまして、劣化が激しい資料を数多く所蔵しております。また、明治、大正期の貴重な資料で、忘失により代替することが不可能な資料が数多くございます。これらの資料につきまして、協力貸出の制限を拡大する方向で現在検討をしているところでございます。よろしくご理解を願いたいと思います。

以上、説明が長くなりましたが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

【議長】 ありがとうございました。今、次回の委員会以降のテーマについてのご説明をいただきましたけれども、何かこの際、今のご説明に対するご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。あるいは、こういう資料があったらほしいというようなのは、今すぐというわけにもいかないかもしれませんけれども、準備をしておいていただくということもありますので、この際、何かございましたらおっしゃっておいていただきたいと思いますが。

特にございませんでしたら、小峰委員と佐藤委員から情報提供があったということでございます。1つは、小峰委員からは、フォーラムのご案内でございます。それから、佐藤委員では、佐藤先生の国分寺の高等学校の図書館の管理 運営規程というのが今年度の2月にできたばかりのようでございますけれども、その2つを皆様にお配りしたいと思っておりますので。何かご説明ございますか。両先生、どちらでも結構ですけれども。

【委員】 すみません。貴重な時間をいただきまして。フォーラムに関するご案内状を差し上げたんですけれども、これは、3月27日、憲政記念館で行います。テーマは、子どもの読書活動推進法の実体化をどう進めるかということです。現在、2月26日段階で、平成14年度中に都道府県で推進計画を策定するところが8つ、それから平成15年度中に策定する予定のところが33。これは文科省の調査です。そういう状況を踏まえて、推進法がほんとうの意味で生きるにはどうすればいいかという意見交換をしたいということです。

子どもの読書活動推進法は議員立法です。議員立法を提案したのは、子どもの未来を考える議員連盟ですが、これは超党派でつくっております。その中心になっている人たちが河村建夫衆議院議員と肥田美代子衆議院議員です。この2人にそのことを話していただく。それから、国の読書活動推進基本計画を策定したのは、文科省のスポーツ青少年局青少年課です。取りまとめた当事者に来て話していただく。それから、それぞれ学校図書館の問題とか、推進法のかかわりで、その問題とか、あるいは、公共図書館の問題、それぞれの人からしゃべっていただこうかと思います。

それから、秋田県が最も早く、県民の読書活動推進計画として、生涯学習の 観点で策定しましたね。秋田の当事者から来てお話をお伺いするとか、あるい は、現場で学校図書館運動をやっている人の現場の報告をいただくとか、そう いう内容でございます。

もしもお時間がありましたら、ぜひおいでいただいて、また後ほどご意見もいただければありがたいなと思っています。主催が、学校図書館議員懇談会と学校図書館整備推進会議です。学校図書館議員懇談会というのは超党派でつくっておりまして、その会長が河村議員です。子どもと未来を考える議員連盟との関係でできました。学校図書館整備推進会議というのは97年につくりまして、現在36団体が加盟しており、学校図書館整備をテーマにして取り組んでいる団体でございます。ほとんど子どもの本にかかわる団体は入っております、

出版界から図書館界から。最近、新聞を調べ学習に活用するという目的で設置されたNIEという、そういう組織も加盟しております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。じゃあ、佐藤先生。

【委員】 私、先ほど提出された報告の中で、都立図書館が学校図書館への直接的な支援していただく4項目がありましたけれども、その中で、特に経営的な支援というのがあって、これはとても重要なことだと思っております。それで、経営的な支援していただく際の参考にということで、もしご利用いただければということでお持ちしたんですけれども、前の会のときでしょうか、学校図書館の運営の指針が必要ではないでしょうかというお話をしまして、その後、たまたま都教委のほう、指導部から運営指針になるようなものが出されたんですけれども、私のほうで、そういうものを受けて、個別の学校図書館の運営指針というものがあるべきではないかということで、私の学校では図書館の担当は研究部というところなんですけれども、そこにつくってもらったものです。完全なものとは言えませんけれども。

司書教諭が15年度から配置されますけれども、ぜひ司書教諭に経営的な視点を学校図書館の運営において持ってもらいたい。先ほどの提言の中にも、都立図書館の中に学校図書館の特性について熟知した担当者を都立図書館で養成するとありましたけれども、何人養成されても、おそらく個別の図書館への相談に対応するのは非常に大変なことだろうと思います。経営支援という観点からいえば、ある程度リーダーを、自分たちの司書教諭の中でさらに先進的なリーダーというんでしょうか、そういう人たちを育成していくような支援をしていただければいいかなと。簡単に言えば、そういうための都立図書館の育成担当と司書教諭との情報連絡会というんでしょうか、そういうようなものを何かつくっていただいて、そういうものが核になって、だんだん、高校だけでも20校ありますけれども、そういうところに支援の手が広がっていくんじゃないかなと思います。

そういう意味で、もう一つは、この報告が都教委で決定された後、ぜひ、都立学校の校長、小・中もそうなんでしょうけれども、学校経営の責任を持っている校長に対して学校図書館というものはこういうふうにあらねばならないということを何らかの形できちっと伝えていただきたい。個別の細かいことはい

いんですけれども、先ほど言いましたように、経営ということですね。学校図書館の経営という観点を、学校長ないしは教頭が持つべきだということです。 意外とそういう観点は、私もこういうところに出席させていただく前までは持っていませんでしたので、ぜひ校長連絡会でもいいですし、何かの機会をとらえて、教頭連絡会とか、そういうところでこのことは言っていただきたい。あとは、司書教諭のリーダーを育成していくということもお願いしたい。

### 【議長】 ありがとうございました。

以上で予定した議題は終了いたしましたけれども、この際、何かございますでしょうか。特になければ、本日の会議は終了させていただいたことにいたしまして、司会を館側にお返しをいたしたいと思いますが。

## 【企画経営課長】 坂本議長さん、ありがとうございました。

ただいまの提言で皆様の意見の中で訂正したもの、提言の訂正版でございますが、今、お配りしております。お渡しいたしますので、ご確認をいただきたいと思います。

後ろのほうに大きな表がついていますけれども、それ以降については印刷が 間に合いませんでしたので、前の資料を使っていただきたいと思います。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。なお、次回以降の会議の日程でございますが、5月下旬を予定しております。皆様のご都合につきましては、後ほど事務局がお伺いしたいと思います。よろしくご協力のほどお願いいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。